

令和4年度燃料電池自動車カーレンタル運営費補助金の手引き

本手引きは補助金申請に当たり、交付対象や手続きの流れを説明するものです。本手引きに記載がない事項は、燃料電池自動車カーレンタル運営費補助金交付要綱及び宮城県の定めに従い運用します。

1 補助金の趣旨

燃料電池自動車の県民利用機会の拡大、水素エネルギーに対する認知度向上を図るため、自家用自動車有償貸渡事業者（レンタカー事業者）が行う燃料電池自動車カーレンタルの運営に要する経費について、その一部を補助するものです。

2 補助金対象事業

次の事業期間内に行う燃料電池自動車カーレンタルの運営を対象とします。ただし、交付決定前着手届を提出した場合は、当該届出日以降を事業期間に含むものとします。

事業期間：交付決定の日から令和5年3月31日（金）まで

3 補助対象者の要件

次に掲げる要件の全てに適合する者を対象とします。

- (1) 県内に本社を有するレンタカー事業者（法人に限る。）であること。
- (2) 使用する車両は燃料電池自動車に限る。また、料金体系は次の表のとおりとすること。
- (3) 1年以上の燃料電池自動車カーレンタル運営実績を有すること。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。
- (5) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

利用時間	利用料（税込み）	備考
4時間まで	4,000円	
6時間まで	5,000円	
12時間まで	7,000円	
24時間まで	9,000円	以降24時間毎について同じ

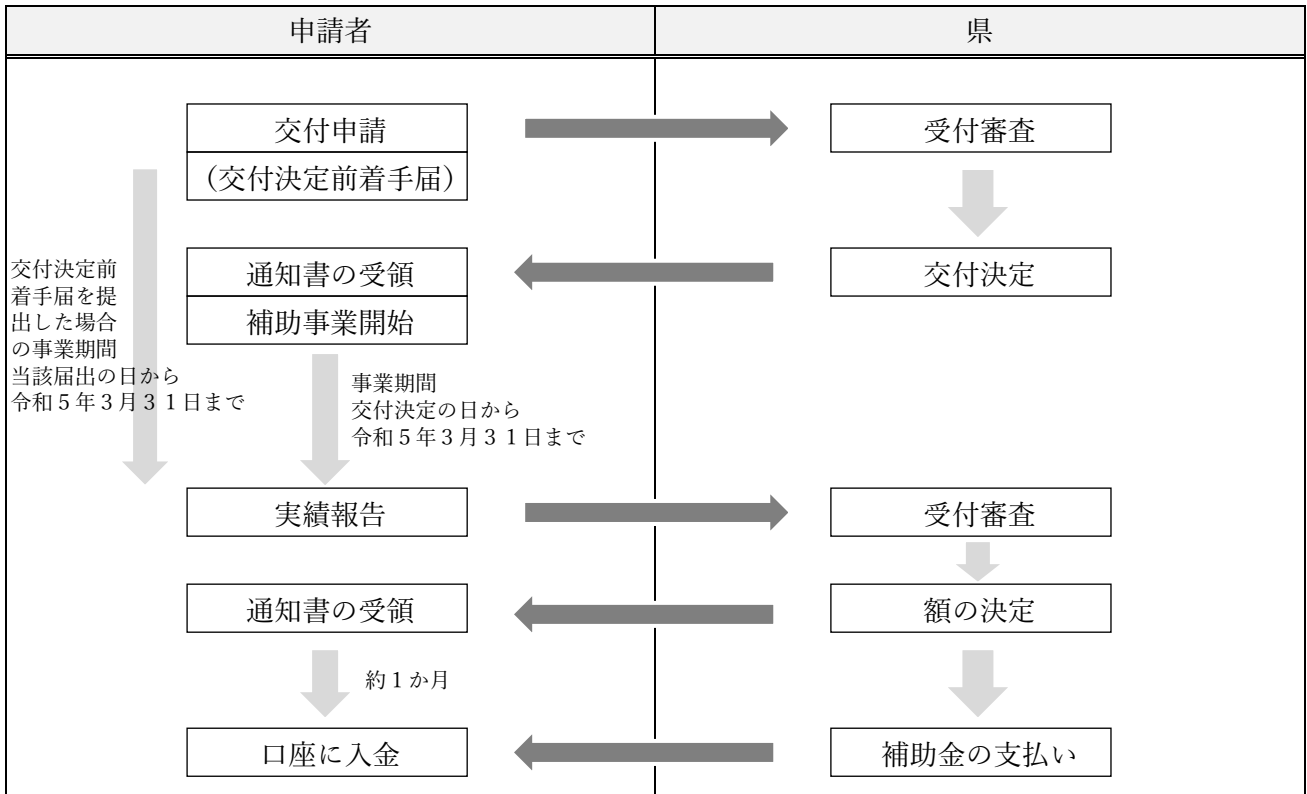
4 補助額の算出方法

補助額は、事業期間における燃料電池自動車の貸出回数に応じて、次の表により算出した額の合計とします。

なお、補助上限額は855,000円とします。

利用時間	補助額	備考
4時間まで	貸出回数×11,300円	
6時間まで	貸出回数×12,400円	
12時間まで	貸出回数×16,600円	
24時間まで	貸出回数×20,800円	以降24時間毎について同じ

5 手続きの流れ



※交付申請書の提出期限は、令和4年4月15日(金)とします。

6 必要書類

(1) 交付申請時

1	交付申請書(様式第1号)
2	誓約書(別記様式1)
3	役員氏名一覧表(別記様式2)
4	登記事項証明書(原本) ※3か月以内に発行したものに限る。
5	県税納税証明書(原本) ※直近の納税を証明したものに限る。
6	補助事業で使用する車両の車検証のコピー
7	補助事業で使用する車両の写真
8	1年以上の燃料電池自動車カーレンタル運営実績を証する書類のコピー
9	交付決定前着手届※(様式第5号)
10	その他知事が必要と認める書類

(2) 実績報告時

1	実績報告書(様式第2号)
2	燃料電池自動車の貸出実績を証する書類のコピー
3	振込先口座が確認できる書類のコピー
4	その他知事が必要と認める書類

※補助金交付決定前に補助事業に着手する場合にのみ提出すること。

7 受付、問い合わせ先

宮城県環境生活部 再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 (宮城県行政庁舎13階北側)

電話: 022-211-2683 FAX: 022-211-2669

E-mail: saiseih@pref.miyagi.lg.jp ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/fcvent-hojo.html>

受付時間: 月曜日～金曜日(祝祭日を除く。), 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く。)